

議案第35号

上越市児童館条例の一部改正について

上越市児童館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市児童館条例の一部を改正する条例

上越市児童館条例（昭和46年上越市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の表南川児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。